

連本第 180379 号

2018 年 9 月 21 日

厚生労働大臣  
加藤 勝信 様

東京都新宿区山吹町 130 SK ビル 8F  
電話 03-3268-8847・Fax. 03-3267-3445  
一般財団法人全日本ろうあ連盟  
理事長 石野 富志三郎

### 聴覚障害者の労働及び雇用施策への要望について

時下、ますますご清栄のこととお慶び申し上げます。

日頃より、私ども聴覚障害者の福祉向上にご理解ご支援を賜り厚く御礼申し上げます。

さて、この度の行政機関および地方公共団体における障害者雇用者数の水増し問題に関し、迅速かつ当事者の意見を反映させようとする真摯な取り組みに対し、微力ながらお手伝いさせていただき、これを機に障害者職場環境の整備や職域拡大につながれば本望です。

いままでも関係各所に要望書を提出し続けていますが、下記の通り改めて要望いたしますので、その早期実現をお願い申し上げます。

#### 記

1. 民間企業の模範となるべき官公庁・公共団体等においては、障害者の法定雇用率を達成するとともに、聴覚障害者の採用条件や職場環境の改善を図ってください。

#### <説明>

多くの官公庁や地方自治体では、障害者雇用率を達成していないことが判明し、大変遺憾に思っております。このような違法な状況を是正し、ただちに障害者雇用率を達成できるよう、以下のことを要望します。

現在、公共部門に雇用されている聴覚障害者の多くは軽度であり、重度の聴覚障害者の雇用は依然として広がっていないようです。よって国が雇用している聴覚障害者の職場での情報アクセスの保障やコミュニケーション・意思疎通の保障の取り組み状況について他の省庁や地方自治体と情報共有し、聴覚障害者の雇用促進に役立てられるようにすべきです。

加えて、採用試験時や、採用されている聴覚障害者の職場での手話通訳者の配置など情報アクセスへの保障やコミュニケーション・意思疎通の保障を国が率先して整備し、本来あるべき障害者の雇用・就労環境の範を示せるよう現在の改善を図ってください。

2. 現在、身体障害者の雇用状況はひとくくりに示されているため、障害別の雇用状況が把握できません。聴覚障害者をはじめとする障害別の障害者雇用状況（雇用人数・雇用率）

を明示してください。

<説明>

法定雇用率の中では、身体障害者は視覚・聴覚・肢体不自由等が一括りされています。

様々な障害者を一定数雇用することで、各省庁（国の機関）がそれぞれの障害特性を理解し、より良い政策作りに取り組めるようになると思います。

加えて、聴覚障害者の雇用数と離職数が公表されていないため、聴覚障害者の雇用の実態が把握できません。聴覚障害者に対する情報アクセスの保障やコミュニケーション・意思疎通の保障が必要なことを理解されていない職場環境が多い中で、聴覚障害者の雇用改善のための分析を行い、聴覚障害者の実雇用率向上を図れるようにするためにも、障害種別の実雇用率、入職数、離職数が分かるように各省庁（国の機関）における聴覚障害者の雇用状況をご教示ください。

参考までに、2018年9月3日に聴覚障害公務員会が総務大臣宛に提出した要望書も添付いたします。

平成30年8月27日

総務大臣  
野田 聖子 様

日本聴覚障害公務員会  
会長 廣瀬 美貴



## 聴覚障害公務員の研修及び情報保障に関する要望について

時下、ますますご清栄のこととお慶び申し上げます。

平素は私共聴覚障害者の活動につきまして格別の御高配を賜り厚く御礼申し上げます。

当会は日本各地で働く聴覚に障害のある公務員が集まり、職場における業務遂行能力の向上と、それに基づく住民サービスの向上を目的として活動しています。この目的に向けた研鑽のために、毎年1回、全国聴覚障害公務員研修討論集会を開催し、業務を円滑に遂行するための研修や、持てる能力を最大限に発揮して業務を行うために必要となる合理的配慮や支援についての情報交換等も行っています。

2016(平成28)年には、社会福祉法人全国手話研修センターと共同で全国の地方自治体を対象に聴覚に障害のある公務員の雇用実態や職場環境等についてアンケート調査及び訪問調査を実施し、その結果を「地方自治体における聴覚に障害のある職員の雇用等に関する実態調査 報告書」(以下「報告書」としてまとめて公表いたしました。

国としても、聴覚に障害のある公務員がその持てる能力を最大限に発揮して業務にあたるために必要な基礎的環境整備や研修等における情報保障の整備等が各自治体において着実に実施できるよう、下記の措置を講じてくださいますようお願い申し上げます。

### 記

#### 1 聴覚障害のある職員の採用後の会議や研修における情報保障を合理的配慮として必ず実施するよう、各自治体に通知してください。

##### <説明>

障害者の雇用の促進等に関する法律第36条の3において、事業主(地方自治体も含む)は、障害者である労働者について、能力の有効な発揮の支障になっている事情の改善を講じるとともに、障害の特性に配慮した必要な措置を講じることが規定されています。また、地方公務員法第39条では、「職員には、その勤務能率の発揮及び増進のために、研修を受ける機会が与えられなければならない」と定めています。

当会が実施した上記の調査では回答があった600人のうち、情報を得る手段として口話(補聴器・人工内耳併用)を希望している職員は160人で、それ以外の職員は手話通訳や要約筆記などを望んでいました。一方、係会議や研修に関しては、300人以上の職員から、「情報保障が行われていない」との声が寄せられています。このように会議や研修の際に、聴覚障害公務員が希望する情報保障が実施されていないという状況が浮かびあがっており、聴覚障害職員のために必要な情報保障の提供の措置を講じておらず、また能力発揮のための適切な研修や会議の環境も整えていない自治体が少なからずあるということが明らかになっています。(参考:報告書p10 Q6)

各自治体が障害のない職員と聴覚障害公務員との均等な待遇の確保を図るとともに、聴覚障害公務員が持てる能力を最大限に発揮し、ひいては住民サービスをの提供を円滑に遂行できるように、職場環境を改善するための措置を講ずるよう、貴省から各自治体に通知してください。

## **2 聴覚障害公務員の雇用実態を明らかにすると共に、積極的な採用を促してください。**

<理由>

厚生労働省が実施する障害者雇用実態調査では、障害者雇用は着実に進展しているとのことですが、当会上記の調査では、都道府県における聴覚障害公務員の数は10年前と比較して明らかに減少しています。(参考 報告書 p 6 表 4)

厚生労働省の障害者雇用実態調査では身体障害者が一括りに公表されるため、その中の聴覚障害者の割合が把握できません。公務員の障害種別の雇用率を公表すると共に、多様な障害者を雇用するよう、厚生労働省及び各自治体へ働きかけてください。

## **3 職員採用試験における介助者に関する受験資格の撤廃をお願いします。**

<理由>

前回の総務省面談[2009(平成21)年2月13日]時に示しました[平成17年に47都道府県人事担当課に対して実施した聴覚障害公務員の雇用等に関する実態調査。(別添資料あり)]では採用試験時の受験資格として「介助者なしで～の業務を遂行できること」というような要件を設定している都道府県がほとんどでした(設定していなかったのは北海道と大阪府のみ)。これに基づき「介助を要しないで職務遂行ができる者」を採用しているとして、手話通訳者や要約筆記者等の情報保障者も介助者とみなし、会議・研修時における聴覚障害公務員への情報保障に取り組んでいない自治体も見受けられました。

また、2016年8月に行った上述のアンケート調査においても殆どの自治体で同様の受験資格要件設定していました(参考 報告書 p 24 Q9)。

障害を理由とする差別の解消の推進に関する法律第5条の「行政機関等及び事業者は、社会的障壁の除去の実施についての必要かつ合理的な配慮を的確に行うため、自ら設置する施設の構造の改善及び設備の整備、関係職員に対する研修その他の必要な環境の整備に努めなければならない」の趣旨も踏まえ、貴省から職員採用試験時の「介助者不要」要件の撤廃を各自治体へ通知してください。

## **4 全国聴覚障害公務員研修討論集会への支援をお願いします。**

### **(1) 貴省による当会への後援名義の付与をお願いします。**

<説明>

各自治体では、聴覚障害公務員に特化した研修(情報保障が充実、または手話で対応している等)が少ないため、これに代わるものとして、当会が主催する全国聴覚障害公務員研修討論集会(以下「全国集会」)を各自治体にも活用いただきたいと考えています。

今年開催するこの全国集会(2018年11月17・18日、長野県松本市)では、手話を広める知事の会・全国手話言語市区長会からも後援をいただく予定です。より多くの聴覚障害職員が参加できるようにするため、貴省にも是非後援をいただきますようお願いいたします。

### **(2) 貴省から各都道府県へ全国集会の開催を通知してください。**

<理由>

聴覚障害公務員が複数採用されている自治体は極めて少ない状況です(参考 報告書 p 4 Q1)。全国集会は聴覚障害公務員が他の自治体で働く聴覚障害公務員と共に研修に参加し、共に研鑽することで、聴覚障害職員に特化した職場研修の代替となるものと考えます。一方で聴覚障害者を雇用していない自治体もまだ多数あり、各自治体の人事担当課職員の参加を促し、障害者雇用を促進するという観点からも、各自治体へのこの全国集会の周知は有意義であると考えます(参考 報告書 P18 Q8)。

より多くの聴覚障害公務員に参加を促すため、貴省から各都道府県を通じ、全自治体にこの全国集会開催について通知してください。

**(3) 集会への参加に特別の措置を講ずるよう、各自治体に通知してください。**

＜理由＞

上述のように、同じ障害者が一同に会し研修を行うことは当事者の情報・意見交換のためにも必要なことと考えられます。また、各自治体の聴覚障害を持つ公務員に対して意義ある研修として、これへの参加については、公費出張扱いもしくは職務に専念する義務の特例(専免)等、特別の措置を講じるよう併せて通知を願います。